

平成27年 不正競争防止法 の改正情報

2015年8月14日
Rita特許事務所
野中 剛

1.1.1 法定刑の引き上げ等

個人の罰金(1千万円以下→2千万円以下)

- ・次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(不21条1項)。

個人の罰金(海外重課、3千万円以下)

- ・次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(不21条3項)。

- 一 日本国外において使用する目的で、不21条1項1号又は3号の罪を犯した者
- 二 相手方に日本国外において不21条1項2号又は4号～8号までの罪に当たる使用をする目的があることの情を知って、これらの罪に当たる開示をした者
- 三 日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外において不21条1項2号又は4号～8号までの罪に当たる使用をした者

1.1.2 法定刑の引き上げ等

犯罪収益の没収

- ・次に掲げる財産は、これを没収することができる(不21条10項)。
 - 一 不21条1項、不21条3項、不21条4項の罪の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産
 - 二 前号に掲げる財産の果実として得た財産、同号に掲げる財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他同号に掲げる財産の保有又は処分に基づき得た財産

1.1.3 法定刑の引き上げ等

法人の罰金(3億千万円以下→10億円以下)

- ・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する(不22条1項)。
 - 一 不21条3項1号、2号、3号、不21条4項 10億円以下の罰金刑
 - 二 不21条1項1号、2号、7号、8号、9号 5億円以下の罰金刑
 - 三 不21条2項 3億円以下の罰金刑

営業秘密侵害罪を非親告罪とする (公訴提起にあたって被害者からの告訴が 不要となる)

- ・不21条2項6号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない(不21条5項)。

1.3 立証負担の軽減

立証が困難である「加害者（被告）の企業情報の不正使用」について、一定の要件の下、被害者の立証負担を軽減する（被告が当該情報の不使用を立証）

- ・技術上の秘密（生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。）について不2条1項4号、5号、8号に規定する行為（営業秘密を取得する行為に限る。）があった場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかでない行為として政令で定める行為（以下この条において「生産等」という。）をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に規定する行為（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等したものと推定する（不5条の2）。

1.4.1 企業情報使用物品の譲渡・輸出入等行為

営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制

企業情報を侵害して生産された物品を譲渡・輸出入等する行為を、損害賠償や差止請求の対象とする

- ・不2条1項4号～9号に掲げる行為(技術上の秘密(営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。)を使用する行為に限る。以下この号において「不正使用行為」という。)により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為(当該物を譲り受けた者(その譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。)が当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為を除く。)(不2条1項10号)

1.4.2 企業情報使用物品の譲渡・輸出入等行為

営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制

企業情報を侵害して生産された物品を譲渡・輸出入等する行為を、刑事罰の対象とする

- ・次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(不21条1項)。
- 九 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の不21条1項2号、4号～8号、不21条3項3号の罪に当たる行為(技術上の秘密を使用する行為に限る。以下この号及び不22条1項2号において「違法使用行為」という。)により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者(当該物が違法使用行為により生じた物であることの情を知らないで譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者を除く。)

2.1 企業情報窃取等の未遂行為

営業秘密侵害の未遂行為の処罰

「サイバー攻撃」などによる企業情報窃取や転売等の未遂行為を刑事罰の対象とする

- ・不21条1項(3号を除く。)並びに不21条2項1号(不21条1項3号に係る部分を除く。)、不21条2項2号及び不21条2項3号の罪の未遂は、罰する。(不21条4項)。

2.2 転々流通した企業情報の転得者

営業秘密の転得者処罰の範囲拡大

転々流通する企業情報について、不正に取得されたことを知って取得した者による使用、転売等を刑事罰の対象とする

(現行: 実行行為者からの直接の取得者のみ)

- ・次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(不21条1項)。
- 八 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、不21条1項2号、4号～7号の罪又は不21条3項2号の罪(不21条1項2号、4号～7号の罪に当たる開示に係る部分に限る。)に当たる開示が介在したことを知って営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

2.3 クラウドなど海外保管情報の窃取

国外犯処罰の範囲拡大

日本国内で事業を行う保有者が、海外で保管する情報の「取得・領得」行為も刑事罰の対象とする
(例: 海外サーバーからの情報窃取など)

- ・不21条1項各号(9号を除く。)、不21条3項1号、不21条3項2号、不21条3項4号(不21条1項9号に係る部分を除く。)の罪は、日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する(不21条6項)。